

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和5年12月 5日午前10時00分				議長	金澤克仁
	散会	令和5年12月 5日午前 時 分				議長	金澤克仁
出席及び欠席 議員の氏名  出席 24名 欠席 0名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出欠 等の別	議席 番号	氏 名	出欠 等の別	
	1	杉山尊宣	○	13	石井めぐみ	○	
	2	佐野太一	○	14	金澤克仁	○	
	3	須田光雄	○	15	細谷典男	○	
	4	海東一弘	○	16	山野井隆	○	
	5	根岸裕美子	○	17	染谷和博	○	
	6	久保田真澄	○	18	佐藤隆治	○	
	7	鈴木三男	○	19	入江洋一	○	
	8	関川翔	○	20	結城繁	○	
	9	小堤修	○	21	齋藤久代	○	
	10	岩澤信	○	22	赤羽直一	○	
	11	落合信太郎	○	23	遠山智恵子	○	
	12	関戸勇	○	24	加増充子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局長	吉田文彦		事務局次長	澤部慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	伊	藤	哲
総	務	部	長	鈴木	文江
政	策	推	進	部	長
齋	藤	嘉	彦		
財	政	部	長	田	中
英	樹				
福	祉	部	長	彦	坂
哲					
健	康	増	進	部	長
渡	来	真	一		
ま	ち	づ	く	り	振
興	部	長	野	口	昇
建	設	部	長	前	野
拓					
都	市	整	備	部	長
浅	野	和	生		
会	計	管	理	者	石
塚	幸	夫			
人	事	課	長	軽	部
幸	雄				
国	保	年	金	課	長
関	口	勝	己		
農	政	課	長	染	谷
久					
水	と	み	ど	り	の
課	長				
人	事	課	副	参	事
山	下				
拓					

令和5年第4回取手市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年12月5日（火）午前10時開議

- 日程第1 議案第54号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第55号 取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第56号 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
議案第57号 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について  
議案第58号 市道路線の認定について
- 
- 日程第2 議案第60号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）
- 
- 日程第3 議案第61号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第62号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第63号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第64号 令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 
- 日程第4 議案第65号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 
- 日程第5 議員提出議案 取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について  
第3号
- 
- 日程第6 休会の件

## 会議に付した事件

- 日程第1 議案第54号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第55号 取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第56号 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
議案第57号 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について  
議案第58号 市道路線の認定について
- 
- 日程第2 議案第60号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）
- 
- 日程第3 議案第61号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第62号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第63号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第64号 令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 
- 日程第4 議案第65号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 
- 日程第5 議員提出議案第3号 取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 
- 日程第6 休会の件
- 
- 追加日程 石井めぐみさんの発言取消申出の件  
第 1

## 議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（金澤克仁君） ただいまの出席議員は 24 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

- 日程第 1 議案第 54 号 取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 55 号 取手市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 56 号 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 57 号 取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 58 号 市道路線の認定について

○議長（金澤克仁君） 日程第 1、議案第 54 号から議案第 58 号までを一括議題といたします。質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をたずために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

結城 繁君。

[20 番 結城 繁君登壇]

○20 番（結城 繁君） 結城です。今回の議案第 56 号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてなんですが、これ人事院勧告ということなんですけれども、人事院勧告というのはどの範囲までを想定しているのでしょうか。

[20 番 結城 繁君質疑席に着席]

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

人事課長、軽部幸雄君。

[人事課長 軽部幸雄君登壇]

○人事課長（軽部幸雄君） おはようございます。結城議員の御質疑にお答えをさせていただきます。今回、人事院勧告の給与条例の改正に伴う人事院勧告ということですが、一つとしましては、まず一般職の職員——いわゆる正規職員といわれる一般職の職員、そし

て常勤の特別職、こちらにつきましては、市長、現在不在となっておりますが副市長、そして教育長、そしてそれに伴いまして議員の皆様、議員の報酬など期末手当につきまして……

○20番（結城 繁君） 違う、聞いていること違うよ。まあいいや。

○人事課長（軽部幸雄君） （続）ということで、今回の対象と——条例の対象となりますのは、一般職の職員と常勤の特別職ということになります。

〔人事課長 軽部幸雄君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 私が聞いているのは、人事院勧告の範囲というのは、常勤の特別職、非常勤の特別職まで、その範囲が当てはまるのかということです。

○議長（金澤克仁君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） 大変失礼いたしました。今回の人事院勧告につきましては、国の一般職の職員が対象というふうになっております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 今回は市の職員さんのところが上がっていくわけなんですけれども、そうすると人事院勧告は職員さんを対象にして行っている——勧告を行っているということですよ。

○議長（金澤克仁君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。結城議員のおっしゃるとおり、今回の人事院勧告を踏まえてということになりますと、一般職の職員が対象ということになります。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） そもそもこの人事院勧告というのは何のためにあるんでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。人事院勧告につきましては、民間の給与と国家——公務員の給与の均衡を図るということを目的とした勧告ということになります。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） そもそも人事院勧告が公務員にとって大事なものは、これは——あれですよ、ストライキ権がない公務員さんであったりとか、そういうことだからこの人事院勧告があるということに私は思っているんですけど、それは間違いないでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） お答えいたします。議員がおっしゃるとおり、私ども公務員については争議権が——争議権ですね。

○20番（結城 繁君） ああ、はいはい。

○人事課長（軽部幸雄君） 争議権が持てないということになっておりますので、要はストライキ——今おっしゃられたストライキ権、こういったものはありませんので、人事院勧告——私ども人事院が取手市——市町村においては、一定の自治体のみその人事委員会

が持っていますが、取手市においては人事委員会を設置しておりませんので、人事院勧告を踏まえて準拠するような形でこれまでも報酬等の——給料等の見直しを行わせていただいているところです。以上です。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 分かりました。それと争議権がないというのもそうなんですけれども、私たち議員はアルバイトをすることはできるわけです。しかし職員の皆さんは、そういったアルバイトもすることはできませんよね。

○議長（金澤克仁君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） おっしゃるとおり、私ども営利企業従事許可というものが必要となってきますので、必ずしも営利企業に従事することができないということではなくて、許可を受ける必要がある——任命権者からの許可を受ける必要があるということになります。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） ありがとうございます。この人事院勧告が、職員さんにとって非常に大事だということが分かりましたので、以上で終わります。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。

遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。私も議案第56号に関して、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。会計年度職員の対応はどうなるのかを、まず伺いたいと思います。

[23番 遠山智恵子君質疑席に着席]

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） 遠山議員の御質疑のほうにお答え——答弁をさせていただきます。今回、会計年度任用職員については、今回の条例改正の中では一般職の職員の給与に準ずると。報酬——今回給料についても、会計年度任用職員は報酬となりますが、あと会計年度任用職員には期末手当が支給されております。今回、条例改正に提案——提出をさせていただいております条例改正におきましては、会計年度任用職員については一般職の職員の給与に準ずるという形になっておりますが、また、その会計年度任用職員の規定におきまして——つきましては令和6年度、改定のあった翌年度から改定すると、適用するというようになっておりまして、今回の予定されてる——今回の条例の改正が議決いただきましたときには、会計年度任用職員の報酬また期末手当につきましては、令和6年4月1日からの適用ということになります。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 賃金になるのかなと思うんですけど、会計年度の場合。昨年と同じように案件が——事案が出たと思うんですけど、昨年は同じ——今回とまた違ってやりましたよね、賃上げとか——賃上げされたという記憶なんですけど、その辺とちよ

っと整合性がどうなのかなということを確認をしているんですが。

○議長（金澤克仁君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。まず会計年度任用職員は賃金ではなくて、会計年度任用職員の制度ができてから報酬ということに変わっております。なおかつ、会計年度任用職員の報酬の改定、こちらは職員の俸給表が改定となればそこに準ずる形にはなるんですが、先ほど答弁させていただいたとおり、改定があった年度においては翌年度の4月から適用ということで規定上うたわれておりますので、以前におきましても、会計年度任用職員制度ができた以降は、全てそのように翌年度からの改定を行っているところです。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） これまでもそうだったということで、今年度に——今回に限ってということではないということなんですね、分かりました。実は今、国会行われてるんですけども、国会の中で、会計年度職員も遡って今年度、令和5年度、一般職員の方と同様な扱いは可能——というか、そういう答弁を引き出しているんですけども、私ども日本共産党で。ちょっとその点はどうなんでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。会計年度任用職員については、確かに国のほうから一般職の職員——常勤の正規職員に準ずるよう指導——通知は出ております。ただ多くの自治体もそうなんですけれども、会計年度任用職員については、まず1年を単位とした任用期間であるということと、年度の当初にこの金額で任用しますよということで月額報酬を定めて——決定して任用しております。そういった中で、年度の途中で改定をした場合、例えば扶養範囲で働きたいとかいろいろな——会計年度任用職員につきましてはいろいろな様々な勤務の形態——短時間であったり勤務日数であったりというところで、様々な任用形態を持っておりまして、それを年度の途中で報酬の改定または期末手当の引上げを行うことによって報酬の——扶養の範囲で働けなくなるとか、そういった様々な事情があり——起きますので、そういったことも踏まえて、そうしますとどうしても勤務時間を抑制するとかそういったことが発生しますので、そういった課題等も今後の課題ではあるというふうには認識しておりますが、今のところ翌年度以降の適用という形——翌年度からの適用ということで、取手市においては対応していきたいと考えております。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 当事者の皆さんというか、会計年度職員の方たちからの声というか、そういった要望というのは、今回に限らず意見を聞くという機会はあるんでしょうか。余りそういう機会をつくってないのか、その点だけちょっと伺いたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 人事課長、軽部幸雄君。

○人事課長（軽部幸雄君） お答えをさせていただきます。会計年度任用職員からの声というのはなかなか、そういった拾う機会というのは確かにない状況であります。当然ながら、会計年度任用職員につきましては、全ての職員が期末手当の支給の対象とならない職



員もおりますし、適用となる職員という形で分かりますので、それぞれに様々な意見があるかなというところはあると思いますが、今後、国がそのような形で一般職の職員に準ずるよう、今後もそういった指導等が入ってくるかと思いますが、そういったところを踏まえながら、今後そういった声の確認の機会があれば、そういったところも設けていけたら——いきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 質疑、以上です。

○議長（金澤克仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

## 日程第2 議案第60号 令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）

○議長（金澤克仁君） 日程第2、議案第60号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。一般会計補正予算の本会議における質疑は通告制で行うこととなっております。それでは、質疑通告順に従い、質疑を許します。

関戸 勇君。

〔12番 関戸 勇君登壇〕

○12番（関戸 勇君） 日本共産党、関戸 勇です。質疑通告を出しております、都市計画費・緑地等管理に関する経費で樹木病虫害被害対応業務委託料について、お聞きをしたいと思います。カシノナガキクイムシの被害についてと、これに対する業務委託料です。昨年、第4回定例会でナラ枯れの問題を一般質問で取り上げました。相当、詳細にわたって私、質疑を——一般質問をさせていただきました。その際に、被害が広範囲に広がるおそれがあると、その可能性があるのと、しっかりした対応を求めました。その後も私なりに市内をいろいろ見て、あるいは守谷を見てまいりました。今年の夏に広がっているというふうに思いました。9月の第3回定例議会で、建設経済常任委員会で加増議員から、この問題での質疑をしていると思います。その際に、答弁では、あけぼのの市民緑地で若干見られるとの回答だったように思います。今回の補正予算の説明で、若干どころじゃなく、相当な広がりを見せているというふうに思っています。そこで、今回の被害の広がり、これについてまずお聞きしたいと思います。

〔12番 関戸 勇君質疑席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 関戸議員の御質疑に答弁いたします。まちづくり

振興部農政課のほうで、各施設に対して、カシノナガキクイムシの被害調査を依頼し、取りまとめた結果、市の施設・管理地で被害状況を確認している樹木は、昨年度 126 本でした。今年度は新たに 57 本が確認されている状況です。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12 番（関戸 勇君） 昨年的一般質問のときにもお尋ねしたんですが、どこがこれを対応するかということで、農政課なのか、私はそのときに横断的にしっかり全体を捉えないと、これ大変なことになるということで、そういう対応をしてほしいというふうに求めました。それで、今回もこの補正予算で、いろんな部署でいろんなところで被害が発生してるということだと思います。当然、民地についても私のほうでも聞いていますが、その民地の樹木についてそういう声が、恐らくこれは私、水とみどりのほうへ来るんじゃないかと思ってるんですが、把握されてるでしょうか。民地について、声を聞いているでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。民地に対してのナラ枯れの把握はしていませんが、一部通報により、小文間地区にナラ枯れがあるとのことで確認した経緯はあります。確認したところ、取手松陽高校それから日鉦団地周辺で、数本のナラ枯れが確認できております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12 番（関戸 勇君） 私も保育園の庭にある大きな木が被害が出てるということで見せていただきましたが、やっぱり相当の広がりがある民地の中にも当然出ているんだというふうに思います。それで、今回把握した 57 本、被害樹木の種類についてお聞きしたいと思います。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

建設部長、前野 拓君。

〔建設部長 前野 拓君登壇〕

○建設部長（前野 拓君） それでは、関戸議員の御質疑にお答えいたします。取りあえず緑地と公園に限っての話になりますけれども、合わせて 42 本の被害が確認されております。そのうち 41 本がコナラ、1 本がマテバシイとなっております。マテバシイは、戸頭公園の中の樹木でございます。以上です。

〔建設部長 前野 拓君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12 番（関戸 勇君） 今は建設部所管のほうの被害について、マテバシイとコナラと。これほかのところも含めて、例えばクヌギはどうでしょう。つまり、今お話しになったのは緑地と公園、建設部所管です。そうじゃなくて総務所管、あるいは教育委員会所管、そういうところでどんな樹木に被害が出てるかというのは、どこかで把握されてるでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、財政部所管の被害樹木ということでお答えいたします。財政部所管では、やはりコナラの木が取手市医師会病院の南側のり面で7本、それから駒場団地の自治会館の西側の市有地のり面、こちらもコナラ8本が被害に遭われているという状況でございます。

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12番（関戸 勇君） これ、この樹木を調べてるのは専門家だと思うんですが、それでよろしいですか。

○議長（金澤克仁君） 水とみどりの課長、蛭原一雄君。

○水とみどりの課長（蛭原一雄君） 答弁させていただきます。緑地並びに公園につきましては、職員が目視で確認しております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12番（関戸 勇君） 一般質問でやったときにも、もうこれ全体ですから、それぞれ関係部署で連携するということと、それからやっぱり専門家ですよ。どれがコナラか、どれがナラか、どれがクヌギか、そういう樹木が分からないと、これ分からないんですよ。そういう心配があってその時に質疑を——質問をさせていただきましたが、そういう意味では、関係部署で連携して対応するということが必要だよということも言いました。この点はどうなってるのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 水とみどりの課長、蛭原一雄君。

○水とみどりの課長（蛭原一雄君） 御質疑に答弁いたします。茨城県林業技術センターより示されておりますナラ枯れの概要と対応についてを基に、カシノナガキクイムシの習性や対応方法を関係部署間で共有しております。また、伐採・消毒等の業務を発注する際には、枯れた樹木の伐採方法、また枯れていない樹木の消毒方法、消毒後のシートのかぶせ方、また対策の時期などを関係部署間で共有しまして、去年は対処いたしました。今年度につきましても、昨年と同様の対応をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12番（関戸 勇君） 今のお答え、被害の拡大を防ぐ手だてという点も一緒にお答えいただいたのかなと思うんですが。関係部署を集めて、それで専門家を呼んできてお話を聞いているのか、あるいは文書を回してやっているのか。この連携の仕方というのは、具体的にはどういうふうに行っているのでしょうか。それで、そこの責任というか、一番それを統括してるところはどこなんですか。どういうふうに連携してやっていますか。やり方が分かってないんですか。

○議長（金澤克仁君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。庁内の連携という——庁内というよりは、こちらの取りまとめをしているのは農政課なんですけども、どうしても——例えばどういった処理をしたら望ましいのかといったアドバイス等については、県南農林事

務所のほうにその都度お伺いを立てて、場合によっては現地を確認してもらったりする場合がございます。実際、関係各課については、もちろん公園の樹木の伐採であったり養生であったりという対処はしていますけども、取りまとめとしては農政課のほうで行っております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12 番（関戸 勇君） 先ほども言ったんですが、どれがナラの木、コナラの木、どれがブナ、クヌギ、そういうことをやっぱり担当部署でしっかり把握してもらいたいと思ってますし、それほど——専門家を呼んで一堂でみんな学習して、それで検討してというふうにはなっていないように思いました。そういう意味では、そういう対応もしっかりしていただきたいというふうに思ってます。それで、昨日の一般質問でも言ったんですけど、とにかく取手にある緑とよく言いますが、やっぱり里山の景観が残ってる場所がたくさんあります。そこの主要な植物、特に樹木については、このカシノナガキクイムシの対象になっていくので、気がついたらほとんど木がなくなっちゃったよというふうになっているところがあるものですから、すごい心配をしています。

〔チャイム音〕

○12 番（関戸 勇君） ぜひ、そういう意味では近隣の行政との連携もやってると思うんですが、この辺はいかがですか。

○議長（金澤克仁君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えします。近隣行政との連携というよりは、先ほども言いましたように、県南農林事務所等を通じて対処していくといった方向で、今進めております。基本的にナラ枯れの対応については、各自治体で対応することとなっておりますので、そこら辺の県南農林事務所の——今までと同じようにアドバイスをいただきながら措置の方法を考えていきたいと思えます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 関戸 勇君。

○12 番（関戸 勇君） 業種によって温度差もあると思えます。医師会病院のように、関係市町村と連携を取るところもあると思えます。いずれにしても、しっかり対応をしていただきたい、強く求めて終わります。ありがとうございました。

○議長（金澤克仁君） 以上で、関戸 勇君の質疑を終わります。

以上で、通告された議案第 60 号に対する質疑が全て終わりました。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 60 号については、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に分割付託いたします。

日程第 3 議案第 6 1 号 令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 2 号 令和 5 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 3 号 令和 5 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号)

議案第64号 令和5年度取手市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(金澤克仁君) 日程第3、議案第61号から議案第64号までを一括議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(金澤克仁君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第65号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(金澤克仁君) 日程第4、議案第65号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長(中村 修君) 皆さん、おはようございます。議案第65号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、さらなる子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援等を行う観点から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和6年1月に施行されることに伴い、出産する予定の被保険者または出産した被保険者に関わる国民健康保険税のうち、産前産後期間相当分である出産予定月の前月から、出産予定月の翌々月までの4か月間、多胎妊娠の場合においては、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間における所得割保険税及び被保険者均等割保険税の軽減措置が講じられることを踏まえ、条例の一部を改正するほか、所要の改正を行うものであります。以上でございます。

○議長(金澤克仁君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

加増充子さん。

〔24番 加増充子君登壇〕

○24番(加増充子君) 加増充子です。議案第65号の今説明がされました。そして前回、会派にも説明にはおいでいただいたんですが、この条例の——国民健康保険税条例の21条の2項のところになると思うんですが、この条例と今回の改正の内容が変わったということは、この経過があると思うんですが、詳しくお願いいたします。

〔24番 加増充子君質問席に着席〕

○議長(金澤克仁君) 答弁を求めます。

健康増進部長、渡来真一君。

〔健康増進部長 渡来真一君登壇〕

○健康増進部長（渡来真一君） それでは、加増議員の御質疑のほうにお答えさせていただきま。まず、今回の条例改正にあわせまして、ただいま御質疑いただいた内容のほう  
が、第 21 条の第 2 項を改正した経緯という御質疑でございました。こちらにつきましては、まず令和 3 年の 12 月議会のほうに議案第 62 号ということで、国保税条例の一部改正  
ということで議会のほうに議案のほうを提出させていただきました。この際の改正点とい  
うのは、大きく分けて 2 点ございます。まず 1 点目は、国保税の賦課方式の変更、これが  
3 方式から 2 方式に変わるということに伴っての一部改正。それともう 1 点目につきまし  
ては、同じく地方税法の一部改正に伴いまして、未就学児に対する国保税の減額措置——  
国保税の均等割の減額措置、未就学児に対する減額措置として、この 21 条のところに新  
たに第 2 項を新設したという内容となっております。この際なんですけども、ここの減額  
する金額のほうに一部誤りがございました。今回、条例改正にあわせまして、ここの部分  
も併せて改正をさせていただくという内容になっております。以上です。

〔健康増進部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 令和 3 年の 12 月議会で出された条例の減額措置のところで誤り  
があったというんですが、私たち議員が、この 12 月議会に提案された条例の中で、細か  
くこの計算方法まではすぐ頭に入らなかったんですよね。気がつかなかったというのは、  
一つ私たち議会にもあるとは思いますが、この 3,100 円が 3,150 円、5,000 円が 2,500  
円と変わるという、なぜこういうふうに改めるのか、なぜこういうのが発覚というか、出  
てきたのか分からないんで、そこ説明をお願いします。

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） それでは、ただいまの御質疑に答弁させていただきます。  
先ほど部長のほうから御説明ありましたとおり、第 21 条の産前産後の改正に倣いまして  
同条を見直したところ、今議員から御指摘いただいた金額の一部が誤ったということで、  
確認のほうさせていただきました。お話いただいたように、計算式が条例の中には入って  
おりませんが、うちのシステム上は、その計算式に基づいた金額を被保険者の方には納付  
していただくというようなところでございます。その上で今回、その金額の誤りが発覚し  
たというふうなことでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 今回初めて見直したところ、計算式に基づいてその違いが発覚  
したということなんですね。そうしますと、加入者——該当する方への納付書にこの条例  
どおり行ったのか、それとも計算式で——今回改正出されましたけど、どちらで送付され  
たんでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） ただいまの御質疑に答弁させていただきます。電算シス

テム上は正しく計算されておりますので、正しい納付書のほうを被保険者の方にはお渡ししたと——お配りしたというようなことでございます。以上です。

○議長（金澤克仁君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 私たち議員は、議会に上程されてこのような条例になったということで、初めて私たちはその内容を理解していくんですが、国保に関しては細かい複雑な計算ということがあるのは十分分かってます。それが間違っていたということが、これ12月——令和3年の12月議会で議決して今日までこれが——気がついたのはもう少し早かったとは思いますが、そのまま条例がこのまま載っている——例規集に載っているということでは、こういうことをまた繰り返されては困りますよね。その点について深く——反省するというか、これを二度と起こさないためにも、私からもこういう質疑をいたしました。以上です。

○議長（金澤克仁君） 健康増進部長、渡来真一君。

○健康増進部長（渡来真一君） 加増議員のほうから、今いただいた点につきましてお答えさせていただきます。議員おっしゃるとおり、今回条例の改正に合わせまして誤りのところを発見したということでございます。こちらにつきましては、私も深くこれは反省をしております。今後の対応策なんですけれども、やはり議員おっしゃるとおり、国保年金課の業務というのは本当に毎日、窓口業務でありますとか、事務手続で非常に繁忙な部署でもあります。そういった中でもきちんと事務の執行というのは誤りなくやっていくのは、これ当たり前のことでもありますので、私のほうからも改めまして、担当職員を含め、きちんと再発防止に努めるよう指導のほうは既に行っております。今後とも、これは起こ——再発防止ということできっちり取り組んでいきたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

○24 番（加増充子君） 以上です。

○議長（金澤克仁君） 以上で、加増充子さんの質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

山野井 隆君。

[16 番 山野井 隆君登壇]

○16 番（山野井 隆君） 国民民主党、会派みらい、山野井 隆でございます。議案第65号について質疑をいたします。この提案理由なんですけれども、子育て政策の拡充ということだと思います。健康保険税の産前産後期間の所得割及び被保険者の均等割の軽減措置ということでございますが、この対象になる方々への周知、これはどのように考えておられますでしょうか。

[16 番 山野井 隆君質疑席に着席]

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。基本的な対象者の方への周知につきましては、当然、広報またホームページ、さらに窓口で妊娠された方には手帳をお渡しするんですが、その方への窓口での御案内をさせていただいて、

しっかりと産前産後の免除の制度を利用していただくような形で、周知のほうは図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（金澤克仁君） 山野井 隆君。

○16番（山野井 隆君） ありがとうございます。この制度を知らずに免除を受けられないという方が1人もおられないように、対応をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（金澤克仁君） ほかに質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり、福祉厚生常任委員会へ付託いたします。

### 日程第5 議員提出議案 取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第3号 例の一部を改正する条例について

○議長（金澤克仁君） 日程第5、議員提出議案第3号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

結城 繁君。

[20番 結城 繁君登壇]

○20番（結城 繁君） 結城でございます。議員提出議案第3号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての説明をしたいと思います。提案理由はそこにも書いてありますけれども、議員の期末手当については特別職である市長などの——市長等の例によるとされていますが、二元代表の一翼である取手市議会議員は市長とは区別する必要があること。また期末手当の額などについては、議員報酬条例に直接規定するとともに、先ほども私、議案第56号で質疑しました。人事院の勧告などを踏まえた期末手当の増額を行わず据え置くため、本条例の一部を改正するということです。この間ちょっと議会基本条例を取手市議会が制定したのが、今から12年前、ちょうど12月議会でした。上程をしたのがたしか12月2日です。委員長は貫井さん、副委員長は私でした。もう12年前にこの条例を提出したのは、かなり古い——というか、かなり斬新的な——取手の市議会議員の——取手市議会の改革はそこから始まったと言っても過言ではありません。そのことから、日本で改革度ナンバーワンを2年連続やってきたと、そういったことも踏まえても、私はこの条例を提出させていただきました。以上です。

○議長（金澤克仁君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

染谷和博君。

[17番 染谷和博君登壇]

○17番（染谷和博君） それでは、提出者に質疑させていただきます。提案理由の中に、「市議会議員は市長とは区別する必要がある」とございますが、それでしたら一般職員と



特別職常勤の市長・副市長・教育長、そして議員と、これ3本立てにするのがいいんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

[17番 染谷和博君質疑席に着席]

○議長（金澤克仁君） 答弁を求めます。

結城 繁君。

[20番 結城 繁君登壇]

○20番（結城 繁君） 質疑ありがとうございます。それは私が説明を先ほどしたように、議会基本条例をつくったときに、これが何で存在するのかというのは、二元代表制をどのように規定していくのかというのが、この議会基本条例の基本であります。そのときに市長と議員、これを分けるというのがこの議会基本条例の基本でありますから、そういったことで今回は議員だけということにさせていただきました。

[20番 結城 繁君答弁席に着席]

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） 分かりました。今回はということは、将来的には特別職の常勤の方も分けるという考えもあるということですか。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） 先ほども私、議案第56号で質疑したんですが、人事院勧告は一般職員だけなんです。特別職の、実は市長も人事院勧告には入っていません。ですがこれはスライド制としてやっていて、国のほうもこれに対しては通達を出してるんですね。だから、やはりこれは将来的に、別な議員の方が次に出すというのはそれは分かりませんが、そういった方向は——私たちが次、改選がありますけれども、改選後に決めていけばいいことなんではないかと思えます。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） それと、これ12月5日の提出で12月1日まで遡っての適用となりますが、この辺の矛盾は大丈夫でしょうか。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） それも、今回のやつが遡及されてしまうという部分があるので、そのところは法制とも話をして、問題ないというふうに確認してます。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） 私もちょっと調べましたけども、どちらかというと増額の際には問題がないようで、減額の際のことというのがちょっとあまり書かれてないんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20番（結城 繁君） すみません。減額ってどういう意味ですか。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17番（染谷和博君） 今回、市議会議員に適用されないということは、要は市議会議員の場合は減額になるということですよ。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20 番（結城 繁君） 減額ではなくて、現状維持です。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17 番（染谷和博君） それはいろいろ考え方があると思うんですけども、そうしますと今後、市議会議員の場合は、どのようなものを基準に考えていけばいいのでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20 番（結城 繁君） それは、例えば守谷市議会は、取手とは違って議員の条例を別につくっています。取手は今回それに倣おうということで、もし上げたければ、議会の中でちゃんと審議をしてやればいだけだというふうに私は思ってます。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17 番（染谷和博君） 恐らく下げるときは誰も文句言わないので、上げるときは報酬等審議会とかが必要になると思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20 番（結城 繁君） 報酬等審議会というのは報酬に関する審議会で、この期末手当については審議会に付ける必要がないというふうに言われています。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17 番（染谷和博君） それは言われていることで、上げるとなると、やはり批判はかなり出てくるのではないかと私は思いまして。

あと、ここでこれをやるんだったら、本来でしたら、しっかり取手市議会、30年間報酬変わっておりません。高いんだか安いんだか分かりませんが、それは人によってだと思えます。そこから含めてきちっと全議員で話し合っていないといけないんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがでしょう。

○議長（金澤克仁君） 結城 繁君。

○20 番（結城 繁君） 私が今回これ出してるのは、期末手当なんです。この条例を見ていただければ、「市長に倣い」みたいな形になっていて、これは知らない——市民の知らない間に、私たちの期末手当が上がっていってしまうということなんです。これは、取手の議会改革が何をやってきたのか、市民に開かれた議会をつくるためにやってきたんじゃないんですか。市民が知らない間で、例えばこれをきちっと規定することによって、この議会の報酬、期末手当の条例が明らかになるわけですよ。ちゃんとここに1.65かな今は——だから、そういったことを明らかにすることも議会改革の一つだと私は考えますが、違いますか。

○議長（金澤克仁君） 染谷和博君。

○17 番（染谷和博君） そちらに質問権はないので。

[笑う者あり]

○17 番（染谷和博君） いろいろあると思います。この間——この後議運もあります。私も議運のメンバーですので、そこでいろいろ話し合っていきたいと思ってます。以上です。

○議長（金澤克仁君） ほかにありませんか。——質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、議案付託表のとおり議会運営委員会へ付託いたします。

## 日程第6 休会の件

○議長（金澤克仁君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りします。各委員会の付託議案審査のため、12月6日から11日までの6日間を休会としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 異議なしと認めます。よって、12月6日から11日までの6日間を休会することに決定しました。

休憩します。

午前10時 分休憩

午前 時 分開議

○議長（金澤克仁君） 再開します。

ここでお諮りします。本日、石井めぐみさんから発言取消申出書が提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 異議なしと認め、石井めぐみさんの発言取消申出の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。

### 追加日程 石井めぐみさんの発言取消申出の件 第 1

○議長（金澤克仁君） 追加日程第1、石井めぐみさんの発言取消申出の件を議題といたします。本日、石井めぐみさんから、12月1日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、御手元にお配りしました発言部分を取消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金澤克仁君） 異議なしと認めます。石井めぐみさんからの発言取消の申出を許可することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午前 時 分散会